

学生が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

または新型コロナウイルス感染症患者との接触の可能性のある場合の対応マニュアル

I. 新型コロナウイルス感染症の「患者（確定例）」と濃厚接触があった方（濃厚接触者*）及び「疑似症患者」と濃厚接触があった方

※注：濃厚接触者の定義

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

1. 速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、対応指示を受ける。
2. 以下の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の自宅待機を要請する。上記経過について速やかに担当教員に連絡してもらう（この場合は欠席扱いとはしない）。
 - 1) 37.5度以上の発熱がある場合。ただし、37.5度未満であっても、普段の体調と異なり、「風邪」が疑われるような体温の上昇についても発熱と判断して下さい。
 - 2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - 3) 味覚（いつもと違って味がおかしい）や嗅覚（匂いが感じられない）に異常を感じた場合
3. 自宅待機期間経過後（2週間後）は、健康状態について担当教官へ連絡し、発熱や息苦しさ等の呼吸器症状がないことを確認したうえで登校してもらう。
4. 経過観察中に上記1）～3）の症状が出現した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただくとともに、必ずその対応結果について担当教官に連絡してもらう。

II. 生徒本人が新型コロナウイルスに感染したと疑われる場合

1. 医療機関あるいは保健所の指示により、新型コロナウイルス感染症疑いにてPCR検査を施行した場合
 - 1) すみやかに担当教官に連絡する
 - 2) PCR検査結果がでていない場合
 - (1) PCR結果がでるまで、当該学生は上記Iの対応に準ずる対応をとってもらう。
 - (2) 感染リスクがある期間中に登校している場合は、登校日の学校内での当該学生の行動範囲、接触者を把握し、濃厚接触者に該当する生徒・教職員がいないかどうか確認し、記録に残す。
 - ①濃厚接触者がいる場合は、PCR検査結果が出るまでは、当該学生と同様にPCR検査結果がでるまで自宅待機とする。
 - ②濃厚接触者がいない場合は、一般的には自己健康管理票での体調管理を行い、発熱や風邪症状などがなければ、登校制限は行わない。
 - 3) PCR検査結果が出た場合
 - (1) 当該学生のPCR検査が陰性であった場合
→ 体調に異常がなければ登校可とする。
 - (2) 当該学生のPCR検査が陽性であった場合
→ ① 学校として、保健所に届け出を行い、保健所の指導を受ける。
② 通常1日は全面的に休校とし、接触箇所について除菌処置を行う。
③ 当該学生については、2週間の自宅待機として、登校についてはPCR再検査の結果にて判断する。
④ 当該学生との濃厚接触者である学生については、上記Iの取り扱いに準ずる。

Ⅲ. 同居の家族内で新型コロナウイルス感染症疑いと診断された家族がおり生徒が濃厚接触者である場合

1. 医療機関あるいは保健所の指示により、該当家族が新型コロナウイルス感染症疑いにて PCR 検査を施行した場合

- 1) すみやかに担当教官に連絡する
- 2) PCR 検査結果がでていない場合

(1) PCR 結果がでるまで、学生は発熱や風邪症状がなくても、自宅待機としてもらう。

(2) 念のため、感染リスクのある期間中の登校日における学校内での当該学生の行動範囲、接触者を把握し、濃厚接触者に該当する生徒・教職員がいないかどうか確認し、記録に残しておく。

①濃厚接触者がいる場合は、PCR 検査結果が出るまでは、当該学生と同様に指示があるまで自宅待機とする。

②濃厚接触者がいない場合は、一般的には自己健康管理票での体調管理を行い、発熱や風邪症状などがなければ、登校制限は行わない。

- 3) PCR 検査結果が出た場合

(1) 当該学生の PCR 検査が陰性であった場合

→ 体調に異常がなければ登校可とする。

(2) **該当家族の PCR 検査が陽性であった場合**

→ ① 学生は濃厚接触者にて PCR 検査対象となるため、上記Ⅱの取り扱いに準ずる。

Ⅳ. 教職員についても、上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに準じて対応する。

2020年7月10日
日本リハビリテーション専門学校
校長代行 草野修輔